

議第 43 号

下呂市景観条例の一部を改正する条例について

下呂市景観条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 31 年 2 月 25 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提 案 理 由

景観重要建造物・景観重要樹木については、良好な景観の保持のため、所有者等に適正な管理をしていただく必要があり、その管理の方法の基準を定めるため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市景観条例の一部を改正する条例

下呂市景観条例（平成19年下呂市条例第36号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>前文～第3章 (略)</p> <p>第4章 景観重要建造物・景観重要樹木（第19条～<u>第21条の2</u>）</p> <p>第5章～附則 (略)</p> <p><u>(景観重要建造物の管理の方法の基準)</u></p> <p><u>第21条 法第25条第2項に規定する景観重要建造物の管理の方法の基準は、次に掲げるものとする。</u></p> <p><u>(1) 景観重要建造物の修繕は、原則として修繕前の外観を変更しないこと。</u></p> <p><u>(2) 景観重要建造物の滅失を防ぐため、その敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準として規則で定める措置を講ずること。</u></p> <p><u>(景観重要樹木の管理の方法の基準)</u></p> <p><u>第21条の2 法第33条第2項に規定する景観重要樹木の管理の方法の基準は、次に掲げるものとする。</u></p> <p><u>(1) 景観重要樹木の良好な景観を保全するため、せん定その他の必要な管理を行うこと。</u></p> <p><u>(2) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐた</u></p>	<p>目次</p> <p>前文～第3章 (略)</p> <p>第4章 景観重要建造物・景観重要樹木（第19条～<u>第21条</u>）</p> <p>第5章～附則 (略)</p> <p><u>(景観重要建造物・景観重要樹木の管理)</u></p> <p><u>第21条 景観重要建造物又は景観重要樹木は、その良好な景観の形成を保存するため、規則で定めるところにより適正に管理されなければならない。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>め、病害虫の駆除その他の措置を講ずること。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、景観重要な樹木の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準として規則で定める措置を講ずること。</p>	

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市景観条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

景観重要建造物・景観重要樹木については、良好な景観の保持のため、所有者等に適正な管理をしていただく必要があり、その管理の方法の基準を定めるため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 景観重要建造物の管理の方法の基準

景観重要建造物の管理の方法の基準として、修繕は、原則として修繕前の外観を変更しないこと、滅失を防ぐための措置を行うことなどを定めます。

(第 21 条関係)

(2) 景観重要樹木の管理の方法の基準

景観重要樹木の管理の方法の基準として、良好な景観を保全するため、せん定その他の必要な管理を行う事、滅失、枯死等を防ぐため、措置を行うことなどを定めます。

(第 21 条の 2 関係)

(3) この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行します。

(附則関係)